

事務局に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、事務局に関する事項を定めることを目的とする。

(事務局の設置等)

第2条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

4 事務局及び職員に関する規程は、会長が定める。

(改 廃)

第3条 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

本規程は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日から適用する。